

年末年始における道路工事等の抑制措置について（例規）

（制定：昭和61年11月10日 交規第43号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

年末年始における交通の安全と円滑を確保するため、次のとおりこの期間における道路使用許可を抑制することとしたからその事務処理に当たって誤りのないようにされたい。

なお、「年末年始における道路工事等の抑制措置について」（昭和45年11月18日付け交企第533号）の例規通達は、廃止する。

記

- 1 許可の抑制期間
12月20日から翌年1月5日までの間
- 2 抑制の対象工事
道路交通法第77条第1項第1号及び第2号並びに第80条に該当する工事。ただし、緊急又はやむを得ないものは除く。
- 3 抑制の対象道路
原則として、幹線道路等交通量の多い道路及び繁華（商品）街等
- 4 道路管理者との調整
道路工事等の許可及び協議に際しては道路管理者との連携を特に密にし、その取扱いについて相互に矛盾が生じないようにすること。
- 5 その他
工事が抑制期間にかかる場合は、その許可に際し当該期間中の措置等について条件及び遵守事項等で明確にし徹底しておくこと。